

(書式 1－1－13－2)

遺言により認知を行う遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、〇〇〇〇（本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番、平成〇〇年〇
〇月〇〇日生）を認知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 *Shuo*

遺言者 〇 〇 〇 〇 印



解説

遺言による認知は、遺言執行者が就職の日から10日以内に認知届を提出しなければならないので（戸籍法第64条）、遺言執行者を指定しておく必要がある。

成年の子の認知は子の承諾を要し（民法第782条）、胎児の認知は母の承諾を要する（民法第783条第1項）。死亡した子の認知はその子に直系卑属があるときに限りできるが、その直系卑属が成年者であるときはその承諾が必要である（民法第783条第2項）。承諾は、遺言者の死亡後でもさしつかえないが、認知届には承諾書の添付が必要となる（戸籍法第38条第1項）。

胎児を認知するときは、「遺言者は、〇〇〇〇（本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）が現に懐胎している子を認知する。」のように記載する。